

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第23号**

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則  
(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生態系維持回復事業の認定) 第25条の3 略</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。 ア <u>精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に 行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで きない者</u> イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(生態系維持回復事業の認定) 第25条の3 国及び地方公共団体以外の者が、条例第22条の3第3項の認定 を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受ける ものとする。 (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。 ア <u>成年被後見人又は被保佐人</u>  イ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県立自然公園条例施行規則(平成3年香川県規則第32号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(生態系維持回復事業の認定) 第23条の3 略</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。 ア <u>精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に 行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことがで きない者</u></p>	<p>(生態系維持回復事業の認定) 第23条の3 国及び地方公共団体以外の者が、条例第25条第3項の認定を受 ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるもの とする。 (1) その者が次のいずれにも該当しないこと。 ア <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p>

イ 略  
(2)・(3) 略

イ 略  
(2)・(3) 略

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。